

東京都交通局コンプライアンス推進委員会設置要綱

28交職第1729号
制定 平成29年3月31日

(設置)

第1条 東京都交通局職員（以下「職員」という。）のコンプライアンス推進のための方策を検討するため、東京都交通局コンプライアンス推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 コンプライアンス 単に法令（条例、規則、規程等を含む。）を遵守することにとどまらず、都庁組織における要綱、通知、ルールや社会規範を遵守することも包含するもの
- 二 監察 東京都交通局監察事務規程（昭和56年交通局規程第45号）第4条第1号に規定する監察をいう。

(審議事項)

第3条 委員会の審議事項は、次の各号のとおりとする。

- 一 コンプライアンス推進に係る施策の立案に関すること。
- 二 監察の結果の共有及び課題の検討に関すること。
- 三 その他局長が必要と認めた事項

(構成)

第4条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、局長をもって充てる。
- 3 副委員長は、次長をもって充てる。
- 4 委員は、次の職にある者をもって充てる。
 - 一 総務部長
 - 二 職員部長
 - 三 資産運用部長
 - 四 電車部長
 - 五 自動車部長

六 車両電気部長

七 建設工務部長

5 前項の委員のほか、委員長が必要と認めるときは、臨時に委員を指名することができる。

(委員長の職務等)

第5条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 委員長が事故その他の事由により不在となったときは、副委員長（副委員長が事故その他の事由により不在となったときは、総務部長の職にある委員）がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(幹事会)

第7条 委員会に第3条に定める審議事項を整理するため、次の職にある者をもって構成する幹事会を置く。

一 総務部総務課長

二 職員部人事課長

三 職員部人材育成・サービス指導担当課長

四 資産運用部資産活用課長

五 電車部管理課長

六 自動車部管理課長

七 車両電気部管理課長

八 建設工務部管理課長

2 前項の幹事のほか、委員長が必要と認めるときは、臨時に幹事を指名することができる。

3 幹事会は、職員部人材育成・サービス指導担当課長が招集する。

(汚職等防止部会)

第8条 委員会に、汚職等防止部会（以下「防止部会」という。）を置き、重大事故発生時における職員の汚職等の再発防止に関することを所掌する。

2 防止部会は、次の職にある者をもって構成する。

一 総務部総務課長

- 二 職員部人事課長
 - 三 職員部人材育成・サービス指導担当課長
 - 四 資産運用部資産活用課長
 - 五 資産運用部契約課長
 - 六 電車部管理課長
 - 七 自動車部管理課長
 - 八 車両電気部管理課長
 - 九 車両電気部車両課長
 - 十 車両電気部電力課長
 - 十一 建設工務部管理課長
 - 十二 建設工務部計画改良課長
 - 十三 建設工務部建築課長
- 3 防止部会は、職員部人材育成・サービス指導担当課長が召集する。
 - 4 防止部会は、第2項各号に掲げる者のほか、委員長が必要と認める者を防止部会に加えることができる。
 - 5 防止部会は、所掌事項について調査し、又は審議し、その結果について委員会に報告する。

(その他部会等)

第9条 委員会は、必要な事項を調査し、検討するため、部会等を設置することができる。

- 2 部会は、委員会が指名した委員、その他の者をもって構成する。
- 3 部会の長は、委員長が指名する。
- 4 部会は、部会長が招集する。
- 5 部会は、委員会から付議された事項について、調査し、又は審議し、その結果について委員会に報告する。

(庶務)

第10条 委員会及び幹事会の庶務は、職員部人事課サービス指導担当において処理する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 東京都交通局汚職等非行防止委員会設置要綱（昭和56年9月26日56交総第555号）は、廃止する。